

川崎市告示第344号

指定障害児相談支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第24条の37第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和7年6月18日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
L i g h t e n e r 株式会社	ライトナー柿生相談室	川崎市麻生区上麻生 5 丁目 4 5 - 4 3 ペットガーデン柿生 1 0 3 号室	障害児相談支援	令和 7 年 6 月 1 日	1475600423